

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、航空事故及び鉄道事故並びに重大なインシデントの原因を究明するための調査等に十分な実効性をあげるため、次の次項について万全の措置を講ずるべきである。

1. 航空・鉄道事故調査委員会は、委員会設置法第四条の趣旨に則り独立性を確保し、公立な立場で適確に事故調査を行うこと。
2. 航空・鉄道事故調査委員会は、事故再発防止に万全を期するため、必要があると認めるときは、積極的に、事故防止のため講ずべき施策について勧告・建議すること。また、勧告・建議を受けた国土交通大臣、関係行政機関の長は、関係事業者への安全対策の指導・徹底など講ずべき施策を着実に実施すること。
3. 航空・鉄道事故調査委員会と捜査機関は、国際民間航空条約の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、十分協力すること。
4. 委員については、事故調査の中立・公正性を確保するために、適確な人材の選任を図ること。
5. 適確な事故調査を行うために、研修、海外期間との情報交流などの方策を講ずることにより、事故調査官の資質の向上に努めること。
6. 航空・鉄道事故調査委員会の予算及び定員については、事故調査が円滑に実施できるよう十分に確保するよう配慮すること。
7. 航空・鉄道事故調査委員会は、今回の体制整備を契機として、更に徹底した原因究明と事故の再発防止を図ること。調査委員会の組織のあり方については、今回新たに整備される委員会の活動を踏まえ、その体制・機能の強化、陸・海・空にわたる業務範囲の拡大等の必要性につき検証したうえで、諸外国の例を参考にしつつ、今後の課題として検討を行うこと。

航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

1. 航空・鉄道事故調査委員会は、他の行政機関等からの独立性を確保するとともに、公正・中立な立場でその責務を十分に踏まえた、迅速かつ厳正な事故等調査及び調査結果の早期報告を行うこと。
2. 公正中立な事故等調査を遂行するため、特定の分野に偏ることなく、適確な委員の選任を図ること。
3. 大規模かつ複雑化する事故調査に対応するため、研修、海外機関との情報交換などにより、最新の科学等の知見を駆使した、高度な業務が可能となるよう、事故調査官の専門性の向上に努めること。
4. 委員会事務機能については、委員の求めに適確に応えられるよう、適確な人員配分、十分な予算措置に配慮すること。
5. 事故調査等が公正かつ精緻に行われるため、その内容・手順等について明文化するとともに、新たに習得される科学的見地を加味し、世界的レベルに見合うものとなるよう、随時見直しをすること。
6. 事故原因の究明・調査は、国民生活に重大な影響を与えることにかんがみ、適正な業務遂行に支障を及ぼす恐れのないものについては、国民・事業者・事故関係者に対し、必要な情報を開示する体制を確保すること。
7. 報告書の作成までの間、相当の時間を要すると見込まれるときは、中間段階での報告を必要に応じて行うよう努めること。
8. 委員会は、事故再発防止に万全を期するため、必要があると認めるときは、積極的に、事故防止のため講ずべき施策について勧告・建議すること。
9. 勧告・建議を受けた国土交通大臣、関係行政機関の長は、関係事業者等への安全対策の

指導・徹底など講ずべき施策を着実に実施すること。

- 10 . 航空・鉄道事故調査委員会と捜査機関は、国際民間条約の趣旨に立って、事故調査、犯罪捜査の各々が適確に行われるよう十分に協力すること。
- 11 . 委員会の組織の在り方については、今回新たに整備される委員会の活動を踏まえ、その体制・機能の強化、航空・鉄道・自動車・海上交通にわたる運輸事故全般の調査体制の確立の必要性について、諸外国に比べて遜色のないよう、その例を参考にしつつ、今後の課題として検討すること。